

一般社団法人宮崎県バス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県バス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、地域交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、且つ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業
 - (2) バス輸送の安全及び環境の保全に関する事業
 - (3) バス輸送改善に関する事業
 - (4) バス事業に関する意見の公表
 - (5) バス事業の経営基盤の安定を確保するための事業を行う旅客自動車運送事業の全国団体に対する出捐
 - (6) バス事業に関する広報事業
 - (7) 運輸事業振興助成交付金を活用してのバス事業の振興
 - (8) 前各号の他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮崎県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する法人又は個人
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する法人又は個人
- (3) 特定旅客自動車運送事業を経営する法人又は個人

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(会員等の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任意に退会したとき。
- (2) 会員が第5条に定める会員の資格を喪失したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しな

ければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 入会金及び会費の金額及び徴収方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の1週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、総会に出席した議長及び議長が指名した会員2名が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事・監事の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより法人の日常の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期中に退任又は解任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める規程に基づき、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用について総会において別に定める規程により支払うことができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第28条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項の規定に基づき監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 一般社団・財団法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第5号による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 バス事業の発展、改善と協会運営に関する業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

2 各委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める各委員会規則によるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告及び承認を受けた書類は、この法人の主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 残余財産

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第42条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。

2 旧定款における役員は、解散の登記をしたときに任期満了となる。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 塩見 修 上村哲司 吉元鉄夫 井上光司 吉本悟朗 岸上昭二
枝元倫介 中武秀行

監事 平嶋孝次 柄本憲生

4 この法人の最初の会長は塩見 修とする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121

条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成25年5月30日から施行する。